

# 定 款

一般社団法人熊本県木材協会連合会

# 一般社団法人熊本県木材協会連合会定款

## 第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人熊本県木材協会連合会という。

(事 務 所)

第2条 この法人は、主たる事務所を熊本県熊本市に置く。

## 第 2 章 目 的 及 び 事 業

(目 的)

第3条 この法人は、基本的に会員の会費を原資として、広く県民の意向を踏まえ、環境に負荷を与えない木材の普及を通じ、県内経済の発展と低炭素社会（カーボン・ニュートラル）の確立を図り、もって、国民生活の安定と環境保全に寄与するとともに、これらの役割を担う県内の木材業者及び製材業者との緊密な連携のもと、その資質の向上と社会的地位の確保を図り、もって、木材業及び木材関連業界全体の健全な発展と福利の増進に資することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 機関誌並びにホームページ等による木材の知識の普及・啓発に関すること。
- (2) 森林・林業・木材産業が寄与する活動を通じた環境保全の啓発に関すること。
- (3) 児童、生徒を対象とした木材及び木造建築の普及啓発に関すること。
- (4) 日本農林規格の普及、推進に関すること。
- (5) 木材業、製材業等の生産性の向上のために技術または技能の普及を図ること。
- (6) 木材業及び製材業並びにその関連産業の動向に関する調査研究を行い、その結果を公表すること。
- (7) 木材業、製材業の振興に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか連合会の目的を達成するために必要な事業。

(活動区域)

第5条 この法人の活動区域は、熊本県全域とする。

## 第 3 章 会 員

(会 員)

第6条 この法人の会員は、この法人の事業に賛同する個人又は団体であって、次条の規定によりこの法人の会員となった者をもって構成する。

(1) 正会員は、木材業又は製材業を営む者で組織する団体(以下、地区協会という。)でこの法人の目的に賛同して入会した団体とする。

(2) 特別会員は、正会員以外の者でこの法人の目的に賛同して入会した個人又は団体とする。

2 前項の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「法人法」という。)上の社員とする。

#### (入 会)

第7条 この法人の 会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

#### (入会金及び会費)

第8条 会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、総会において別に定める入会金及び会費を、入会金は会員になったとき、会費は毎年納入しなければならない。

#### (退 会)

第9条 会員はあらかじめ会長に通知したうえで、退会することができる。

2 前項の通知は、事業年度の末日の90日前までに、その旨を記載した書面でしなければならない。

#### (除 名)

第10条 会員が次の各号いずれかに該当するときは、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の4分の3以上に当たる議決により、これを除名することができる。

(1) この法人の名誉をき損しまたはその目的遂行に反する行為をしたとき。

(2) その他除名すべき正当な理由があるとき。

2 会員の除名をしようとする場合には、総会の日7日前までにその会員に対し、その旨を通知し、総会において弁明する機会を与えなければならない。

#### (会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次に掲げる事由によってその資格を喪失する。

(1) 退会したとき

(2) 除名されたとき

(3) 会費を2年以上滞納したとき

(4) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

#### (抛出金品の不返還)

第12条 会員が資格を喪失した場合、会員が既に納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

## 第 4 章 総 会

### (構 成)

第 1 3 条 総会は、全ての正会員をもって構成する。

- 2 総会は、この法人の最高の意思決定機関とする。
- 3 第 1 項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

### (権 限)

第 1 4 条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 事業計画の決定
- (2) 事業状況報告及び収支決算書の承認
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 定款の変更
- (5) 会員の除名
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他法令又は定款で定められた法人の運営に関する事項

### (種 別)

第 1 5 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 前項の通常総会をもって、法人法上の定時社員総会とする。

### (開 催)

第 1 6 条 通常総会は、毎年 5 月に開催する。

- 2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、又は総正会員議決権の 5 分の 1 以上を有する正会員から、会長に対し総会の目的たる事項及び招集の理由を示して請求があったとき開催する。

### (招 集)

第 1 7 条 総会は、法令に特段の定めがある場合を除き、会長が招集する。

- 2 総会を招集するには、会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の 2 週間前までに文書をもって通知しなければならない。

### (議 長)

第 1 8 条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選任する。

### (定足数)

第 1 9 条 総会は、正会員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開催することができない。

(決 議)

第20条 総会の決議は、この定款に別に定めるもののほか、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数の同意をもって決するものとする。

2 総会における議決権は、正会員それぞれ1名につき1個とする。

3 前項の規定にかかわらず、次の議決は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 役員解任
- (2) 解散
- (3) その他法令で定められた事項

(書面表決等)

第21条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。この場合において、第19条の議決権の数に参入するものとする。

(議事録)

第22条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
  - (2) 会員または理事の現在数
  - (3) 会議に出席した会員数又は理事及び監事の氏名（書面表決者を含む。）
  - (4) 議決事項
  - (5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨
  - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した理事は署名しなければならない。

## 第 5 章 役員及び職員

(種別及び選任)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理 事 15人以上21人以内。
- (2) 監 事 2人以上3人以内。
- (3) 理事のうち1名を会長とする。
- (4) 会長以外の理事のうち3名以内の副会長を置くことができる。
- (5) 理事のうち、理事及びその親族等の合計数は理事の総数の3分の1以下とする。
- 2 理事及び監事は、総会において会員の中から選任する。また、必要があるときは、総会の承認を受け、員外理事7名以内を置くことができる。
- 3 会長及び副会長は、理事の互選により選任する。
- 4 会長及び副会長は、専務理事を兼ねることができない。

(役員報酬等)

第24条 役員報酬は無報酬とする。ただし、常勤役員に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会で別に定める報酬等の支給基準に従って算定した支給により支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(理事の職務及び権限)

第25条 会長は、法令及びこの定款で定めるところによりこの法人を代表し、職務を執行する

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長がかけたときは、その職務を代行する。

3 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

(監事の職務と権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務財産の状況を調査することができる。

(任期)

第27条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

2 役員は再任することができる。

3 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

(解任)

第28条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、総会の議決により解任することができる。

(事務局等)

第29条 この法人に事務局を置く。

2 事務局にこの法人の事務を処理するために必要な職員を置く。

3 職員は、会長が任免する。

4 この法人の会員が住所を有する地域ごとに分会を置くことができる。分会の区域、運営に関する必要事項は別に定める。

## 第 6 章 理 事 会

### (構 成)

第 3 0 条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。
- 3 理事会は、この法人の職務遂行の方針決定機関とする。

### (権 限)

第 3 1 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) この法人の業務執行の決定。
- (2) 理事の職務の執行の監督。
- (3) 会長及び副会長の選任及び解職。
- (4) この法人の業務執行の決定に基づく、その他総会の議決を要しない会務に関する事項
- (5) その他法令又は定款で定められた法人の運営に関する事項

### (開 催)

第 3 2 条 理事会は、会長が必要と認めたとき、又は会長以外の理事及び監事全員から会議の目的たる事項を記載した書面をもって、会長に請求があったとき開催する。

### (招 集)

第 3 3 条 理事会は、会長が招集する。会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

- 2 理事会を招集するには、理事及び監事に対し、開会の日の 5 日前までに通知しなければならない。

### (議 長)

第 3 4 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

### (定足数)

第 3 5 条 理事会は、理事の 2 分の 1 以上の出席により成立する。

### (決 議)

第 3 6 条 理事会の議事は、出席した理事の過半数の同意をもって決する。

ただし、特定の理事が特別の利害関係を有する決議については、その特定の理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数の同意をもって決する。

- 2 前項の規定に関わらず、法人法第 9 6 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
  - (2) 理事の現在数
  - (3) 会議に出席した理事及び監事の氏名（書面表決者を含む。）
  - (4) 議決事項
  - (5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨
  - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した理事並びに出席した監事は署名しなければならない。

## 第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄附金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資金から生ずる収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第39条 資産は、会長が管理し、その方法は、会長が理事会の決議を経て定める。

- 2 この法人の毎事業年度に生じた剰余金については、会員又は役員等に対し分配又は配当は行わず、次年度以降の事業資金として積み立てるものとする。

(経費の支弁)

第40条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第41条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算書)

第42条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。



(事業報告及び決算)

第43条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後2ヶ月以内に会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、理事会の承認を経て、定時総会に報告し、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付属明細書
- (3) 公益目的支出計画実施報告書
- (4) 貸借対照表及び付属明細書
- (5) 損益計算書(正味財産増減計算書)及び付属明細書
- (6) 財産目録(正味財産増減計算書)及び付属明細書

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 理事及び監事の報酬等の支給基準を記載した書類
- (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する付属書類

## 第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会において総会員の半数以上であって、総会員の議決権の4分の3以上の同意を経なければ、変更することはできない。

(解散及び残余財産の処分)

第45条 この法人は、総会において総会員の4分の3以上の議決を経て、若しくはその他法令で定めた事由により解散する。

2 この場合、この法人が有する残余財産については、総会の議決を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国、若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(一般社団の許可の取り消しに伴う贈与)

第46条 この法人が一般社団許可の取り消しの処分を受けた場合、又は合併により法人が消滅する場合には、総会の議決を経て、公益目的取得財産残額に相当する財産を、当該許可の取り消しの日又は合併の日から一ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国、若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に公告する。

## 第 10 章 顧問

(顧問)

第48条 この法人に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者もしくはこの法人に功労があった者のうちから理事会の同意を得て会長が委嘱する。
- 3 理事は、必要に応じこの法人の運営に必要な事項を顧問に諮問し、助言を求めることが出来る。
- 4 顧問は、無報酬とする。

## 第 11 章 雑則

(委任)

第49条 この定款の施行について必要な事項は、理事会において別に定める。

## 附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106号第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。(平成24年4月1日)

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106号第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第33条の規定に関わらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の会長は、児玉文雄とする。

4 社団法人熊本県木材協会連合会の定款は、附則第2項に規定する解散の登記の日に廃止する。